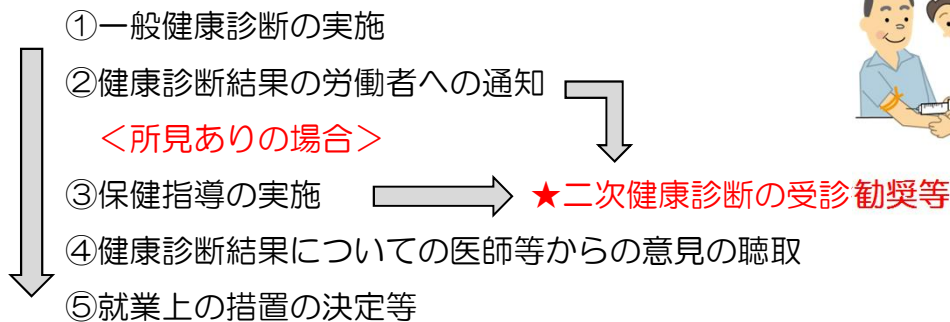




二次健診の重要性

何のために健康診断を受けていますか？ 10年後の自分をつくるのは、今の自分です。
今一度、健康診断の結果を確認して、自らの健康の保持増進に努めましょう。

★健康診断実施後の措置の流れ



★有所見率

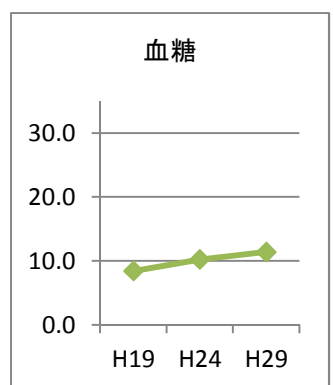
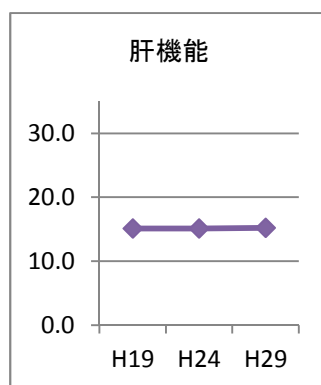
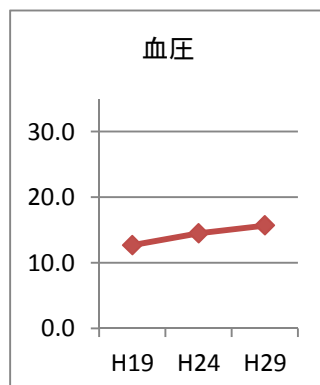
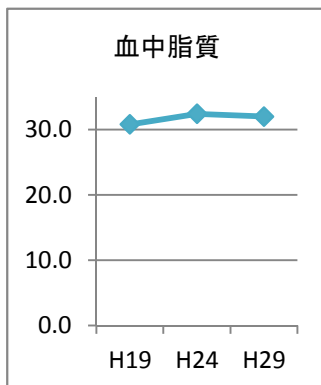
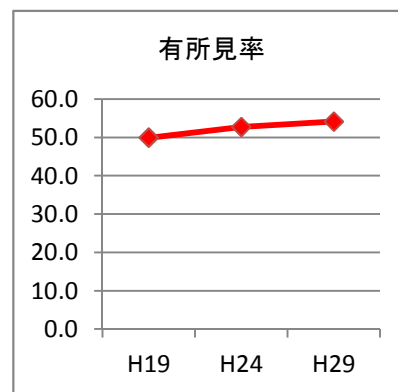
●定期健康診断を受診した労働者のうち異常の所見のある者は、**54.1% (H29年)** に達し、**半数以上が有所見者**という状況です。また、脳・心臓疾患による労災支給決定件数も高水準にあり、脳・心臓疾患の発生防止の徹底を図る必要があります。



定期健康診断結果推移 (%)

<項目別の有所見率：上位4つ>

	H19	H24	H29
有所見率	49.9	52.7	54.1
血中脂質	30.8	32.4	32.0
血圧	12.7	14.5	15.7
肝機能	15.1	15.1	15.2
血糖	8.4	10.2	11.4



★二次健康診断の受診勧奨等

- ①事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健診の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するように働きかけることが適当である。
- ②事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聞かなければならない。
- ③二次健康診断の結果については、事業者には保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるように、保存することが望ましい。
なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。

●職場における労働者の健康管理は、**事業者の積極的な取り組みが必要**です。

その為には、一次健康診断だけでなく、二次健康診断のチェックが必要になってきます。

しかし、上記にあるように義務付けられていないため、個人の判断にゆだねられています。



だからこそ、**労働者は、自らも健康の保持増進に努めなければなりません。**

健康診断の結果を、有意義に活用し、病気の早期発見だけでなく、将来病気にならないように早めに対応することが大事です。

★二次健康診断等給付制度

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（一次健康診断）において、脳血管疾患または心臓疾患に関する検査項目について異常の所見があると診断された場合、労働者の請求に基づき労災保険制度による「二次健康診断等給付」として「二次健康診断」と「特定保健指導」が無料で受けられます。

●給付を受けるための要件

- ・ 一次健康診断の結果、「①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲または肥満度（BMI）の測定」の**全てに異常の所見が認められること。**
- ※ 一次健康診断の担当医師より、①から④の検査項目において「異常なし」と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先する。
- ・ 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないこと。
- ・ 労災保険に特別加入していない人（中小企業の経営者等）
- ※ 特別加入者の健康診断の受診は自主性に任されていることから、特別加入者は二次健康診断等給付の対象にはならない。

●二次健康診断等給付の内容

★ 二次健康診断（一次健康診断から3ヶ月以内）

- 空腹時血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）
- 空腹時の血中グルコース量の検査（空腹時血糖値検査）
- ヘモグロビンA1c検査（HbA1c） ※一次健康診断において行った場合は除く
- 負荷心電図検査または胸部超音波検査（心エコー検査）
- 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- 微量アルブミン尿検査

※一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性又は弱陽性である方に限る

★ 特定保健指導

二次健康診断1回につき1回指導を受けることができます

栄養指導 運動指導 生活指導

※ 二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は特定保健指導は、実施されません。

●二次健康診断等給付の受け方

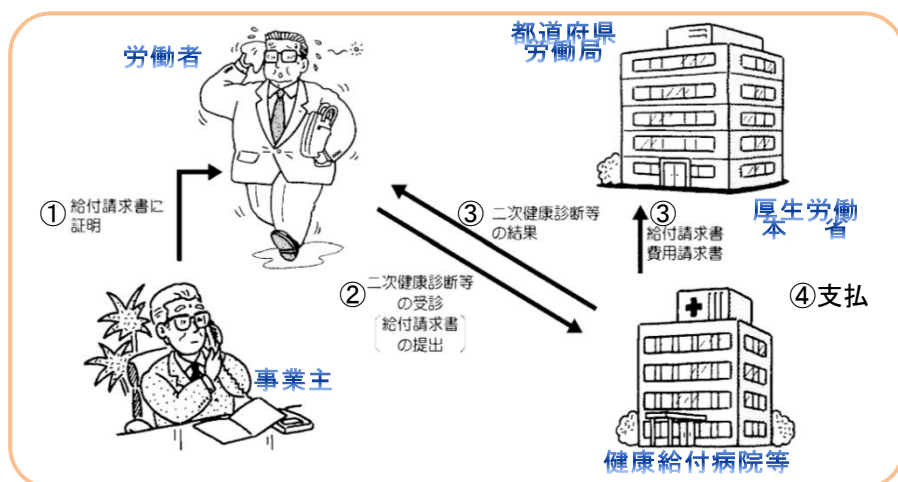
★ 二次健康診断等給付を受けることができる病院

→ 労災病院、都道府県労働局長が指定する病院等

★ 二次健康診断等給付の請求方法

→ 「二次健康診断等給付請求書」に必要事項を記入し、事業主の証明を受け、一次健康診断の結果の写しを添付して、上記の病因等を経由して都道府県労働局長に提出

※ 二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断を受診した日から3ヶ月以内に行わなければなりません。また、二次健康診断は、1年度内（4/1～翌年3/31）に1回しか受診できません。



●事業者の措置

二次健康診断を受けた労働者から、その結果を証明する書類が提出された場合は、事業者は労働安全衛生法に基づき、医師の意見を聴き、事後措置を講じる必要があります。

井上病院附属診療所 健診センター 文：管理栄養士 古屋 麻起子

